姫路市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

（趣旨）

1. この要綱は、姫路市広告事業実施要綱に基づき、姫路市立城内図書館および各分館（以下「図書館」という。）における雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

1. 雑誌スポンサー制度は、雑誌スポンサー制度の導入によって図書館資料等を確保することにより、図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

（定義）

1. この要綱において「雑誌スポンサー制度」とは、図書館と雑誌に広告を表示する者（以下「広告主」という。）との雑誌スポンサー制度に関する覚書（以下「覚書」という。）に基づき、広告主が購入する雑誌（以下「提供雑誌」という。）の新刊にかけるカバーを広告媒体として当該広告主の広告を掲出した上、図書館が提供雑誌を図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。

（広告の範囲）

1. 広告の範囲は、姫路市広告事業実施要綱（令和３年４月１日施行）によるほか、次のいずれにも該当しないものとする。
2. 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
3. 内容又は責任の所在が不明確なもの
4. 比較広告

２　広告に関する基準は、姫路市広告掲載基準（平成２５年１２月１日施行）とする。

（広告掲出期間）

1. 雑誌スポンサー制度における広告掲出期間は、スポンサーが決定した翌月に発行される号から、当該年度の３月末日までに発行される号までとする。

（広告主の募集）

1. 広告主の募集方法等は、「雑誌スポンサー申込書」に必要事項を記入し、広告原稿案を添付し、郵送又は持参するものとする。

（広告主の決定等）

1. 広告主となることの決定を受けた者は、速やかに覚書を締結するものとする。

（広告内容）

1. 広告主は、掲出しようとする広告内容について、あらかじめ図書館と協議するものとする。

（その他）

1. この要綱に定めるもののほか、必要な事項は図書館長が定める。

附則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。